

(参考：告示の写し)

前橋市農業委員会告示第11号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定に基づき、前橋市農業委員会が定める別段の面積を下記のとおり定めたので、告示する。

平成30年10月1日

前橋市農業委員会
会長 堀越 恒弘

設定区域	別段の面積
前橋市全域	40アール

この告示は、平成30年10月1日から施行する。